国保等をお使いの皆様へ

そのケガ、その治療には届出が必要です

第三者によるケガ等で国民健康保険等を使った場合は**市町村等窓口**へ

例えば 交通事故にあった

車・バイク・自転車等による事故

例えば 他人の飼い犬に咬まれた

散歩中の犬に咬みつかれ、ケガをした

例えば 外食等で食中毒

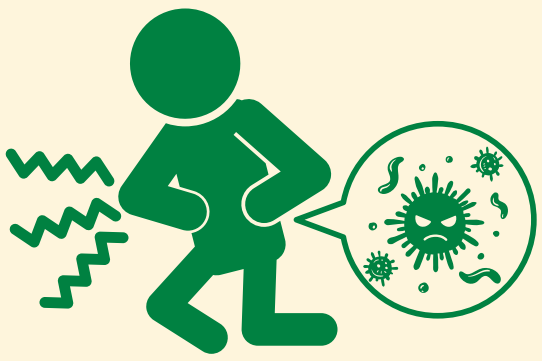

店での食事が原因で食中毒になり
治療することに

例えば ケンカ(暴力事件)

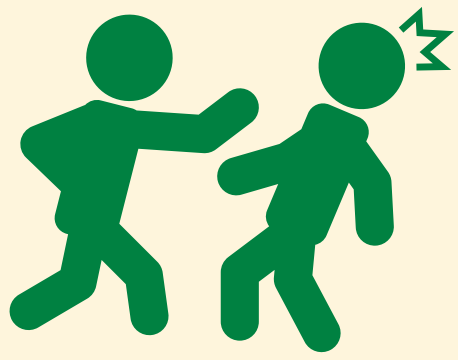

たまたまケンカに巻き込まれて
ケガをした

このような**第三者行為**によるケガや病気の治療で国保等を使った場合、お住まいの市町村や、国保組合、後期高齢者医療広域連合の窓口に届出が必要です。加害者は治療費を払う義務があり、国保医療・後期高齢者医療・介護保険が一時的に治療費を立て替え、その後加害者に請求するためです。届出を出す前に、加害者から治療費等を受け取ると国保医療・後期高齢者医療・介護保険が適用されない場合があります。**必ず窓口へ相談ください。**

徳島県市町村国民健康保険・介護保険／徳島県
徳島県後期高齢者医療広域連合／みよし広域連合介護保険センター
徳島県国保組合／徳島県国民健康保険団体連合会